



埼玉県報

第 28 号
令和元年(2019年)
8月9日
金曜日

目次

告示

- 納税証紙売りさばき人指定に関する告示（税務課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大里用水土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更の認可（農村整備課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する落札者等の公示（会計課）
- モバイル映像伝送システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 現場映像伝送システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 一般国道 254 号の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道高坂上唐子線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 令和元年度第 2 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第三百五十一号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

令和元年八月九日

埼玉県知事 上田清司

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目一番六号
氏名又は名称	株式会社アイヴィジツト
納税証紙の売りさばき場所	さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号） 川越県税事務所（川越市新宿町一丁目十七番地十七） 春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番） 越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号）

二 指定年月日

令和元年七月二十四日

三 指定期間

令和元年八月十三日から令和二年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目二番二号

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三一二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二四六台

ハ 変更年月日

令和二年三月三十一日

ニ 届出年月日

令和元年七月三十日

二 縦覧期間

令和元年八月九日から令和元年十二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年八月九日から令和元年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和元年八月六日認可した。

令和元年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大里用水土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年6月10日

4 落札者の氏名及び住所

中村オートパーツ株式会社 東京都練馬区谷原1丁目22番2号

5 落札金額

40,252,140円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成31年4月26日

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

モバイル映像伝送システムの賃貸借 3セット

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

N T Tファイナンス株式会社 東京都港区港南1丁目2番70号

5 落札金額

35,418,920円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成31年4月23日

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

235,547,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成31年4月23日

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
現場映像伝送システムの賃貸借 4セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
42,426,930円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年4月23日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	東松山市大字新郷二八九番一地先から	区 間
二四・〇〇〃四一・三〇	二四・〇〇〃三三・三三	敷地の幅員 (メートル)
三三・〇〇		延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高坂上唐子線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>○番六地先まで</p>	<p>東松山市大字石橋字附川 三六五番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>八・二〇〇～一二・八四</p>	<p>八・二〇〇～一二・七八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇・九八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和元年8月9日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤 公 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和元年9月10日（火）

イ 技能審査

令和元年10月19日（土）及び10月21日（月）から10月25日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和元年10月29日（火）から11月1日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和元年8月9日（金）から8月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県選管告示第四十号

令和元年八月二十五日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和元年八月二十七日 午後一時三十分

二 場所 埼玉会館3C会議室

告示

埼玉県選管告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、行田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和元年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
常盤会館	行田市忍一丁目九番地四号	常盤会館 管理代表者	六十人

告示

埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、伊奈町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	埼玉県民活動総合センター 第二研修室
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地
管理者	公益財団法人 いきいき埼玉
収容人員	百三十人

告 示

埼玉県知事選告示第二号

令和元年八月二十五日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和元年八月九日

埼玉県知事選挙選挙長 細 田 徳 治